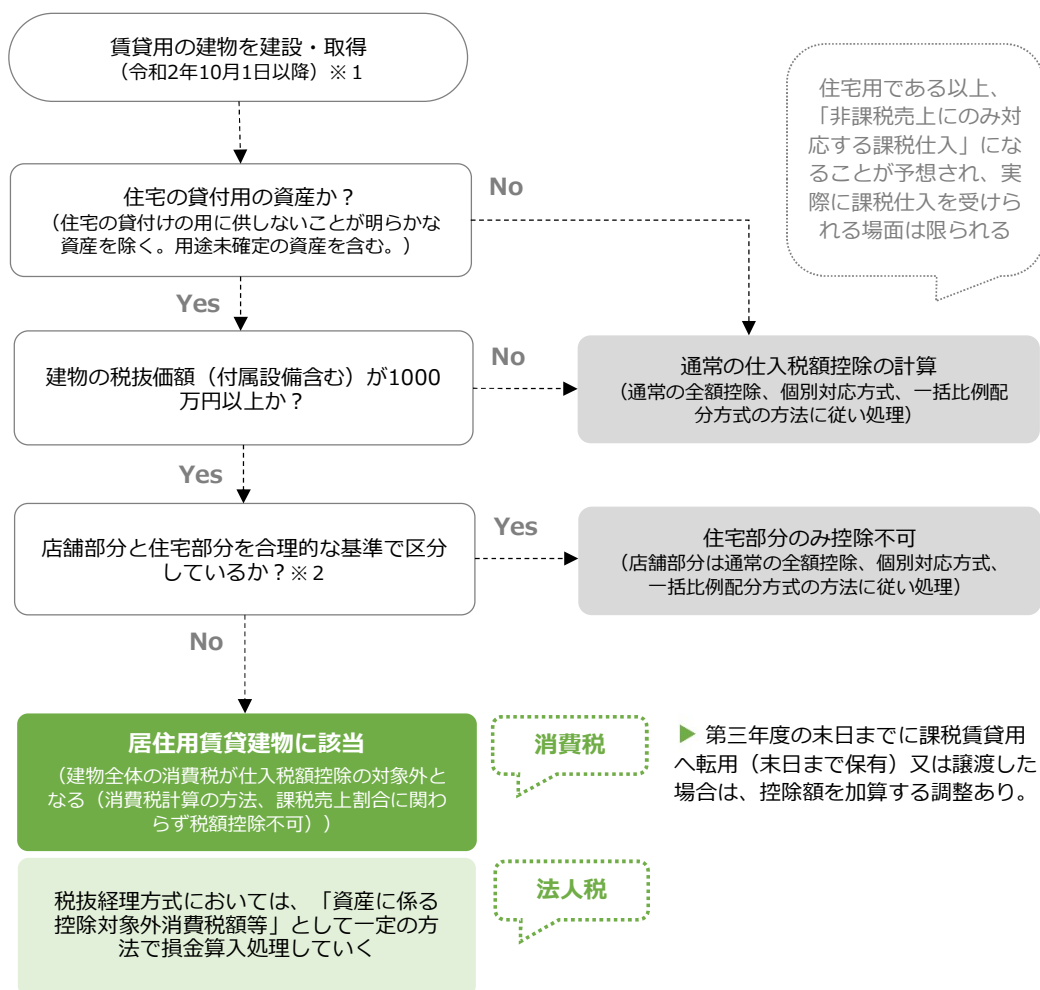




## 賃貸用建物の建設費に係る消費税の仕入税額控除の判定フローチャート



※ 1 : 令和2年3月31日までに締結した契約に基づく取得は、居住用賃貸建物の制限の対象外です。

※ 2 : ここでいう「合理的な基準」とは、床面積の割合や建設原価の割合など、建物の構造・設備の実態に応じた基準をいいます。

※ 3 : 「第3年度」は、各課税期間が1年で、決算期変更等がない場合を前提としています。